

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	特例地域相談支援給付費の支給	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第51条の15第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>特例地域相談支援給付費の支給決定は、障害者自立支援法第51条の15に定めるところにより行うことができる。</p> <p>(特例地域相談支援給付費)</p> <p>第51条の15 市町村は、地域相談支援給付費決定障害者が、第51条の6第2項の申請をした日から当該地域相談支援給付費決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。</p> <p>2 特例地域相談支援給付費の額は、前条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特例地域相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
	参 考 事 項	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 30日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)